

研究成果報告

2

少子高齢化における 出産・子育て支援施策を みての考察

(一財) 和歌山社会経済研究所 研究員

中嶋 孝之



「少子高齢化」と言われて久しい。新聞や雑誌等の紙面でこれらの文字と共に現状を表示する数字を見ても「どうにかしなければいけない」という思いと「やっぱりか」というような、誤解を恐れず述べるならば、ある種のあきらめのような感情が交錯するのは筆者だけではないかもしれない。実際にはどうなのか。厚生労働省が発表している「人口動態統計」および、平成27年6月に和歌山県が策定した「和歌山県長期人口ビジョン」にて説明されている各種グラフをもとに述べてみることにする。

次ページの「図1 出生率（対人口千人あたり）」を見ると、平成26年では全国平均が8.0であるのに対し、和歌山県は7.4。平成2年対比でみるとどちらも約2割も減少していることになる。まさに冒頭に述べた「少子高齢化」を表す数字と言える。

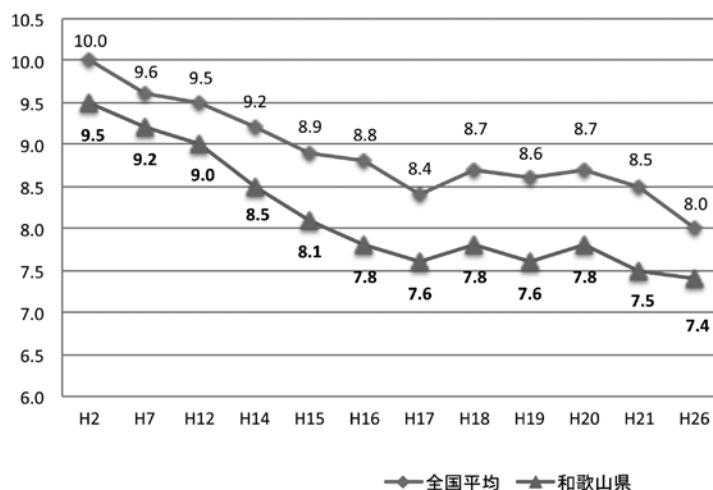
次に「図2 合計特殊出生率」を見て頂きたい。【合計特殊出生率】とは、「15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する（子どもを持たない人も含んだ割合）。

平成26年において国が1.42であるのに対し、和歌山県は1.55となっている。つまり、グラフを見る限りでは直近約10年間は女性が一生で産む子どもの数は上昇傾向にあることがわかる。

同じ出生率でもこのように差が表れるのは何か。「図1 出生率」は人口千人あたりの出生率である。つまり、総人口が減少傾向にあるのは周知の事実であるが、出生数が減り、総人口にしめる高齢者の割合が相対的に増加している傾向において、出生率は低下することになる。一方で図2にあるような合計特殊出生率が横ばいから上昇を表している傾向は少子化に歯止めをかける歓迎すべき現象と言える。

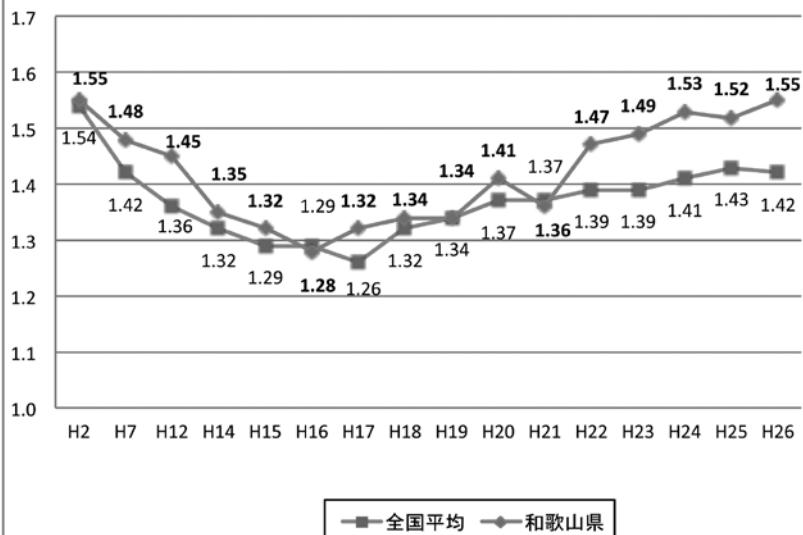
しかしながら、総人口の減少傾向は止められていない。和歌山県が策定した「和歌山県長期人口ビジョン」では、人口減少がこのペースで

図1 出生率(対人口千人あたり)



資料:和歌山県、厚生労働省「人口動態統計」

図2 合計特殊出生率



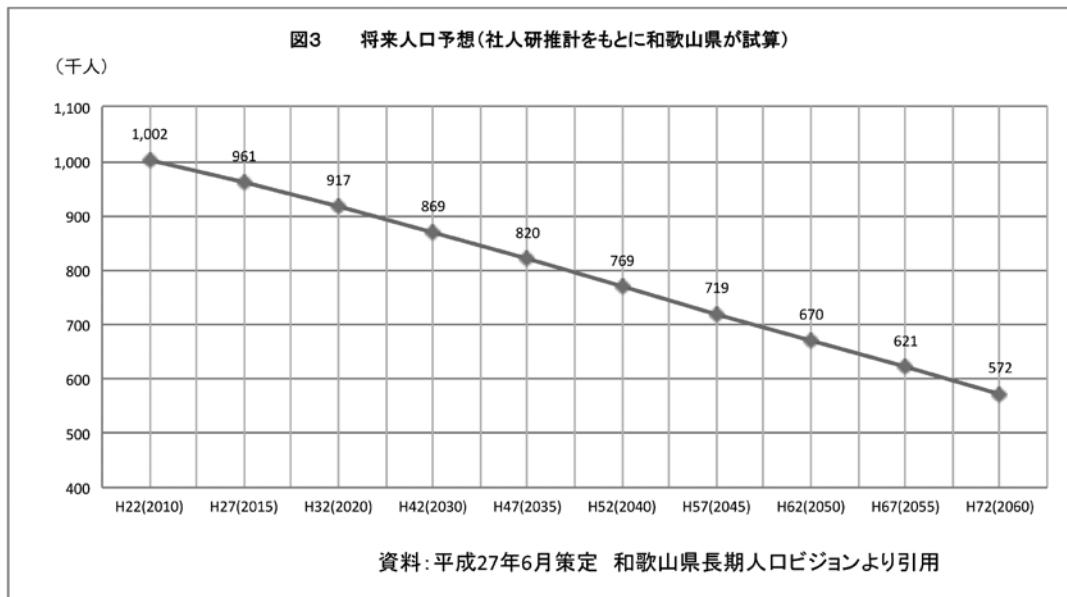
資料:厚生労働省「人口動態統計」

行けば、平成 72 (2060) 年での和歌山県の人口がどうなるかを試算している。それをして いるのが次ページ「図3 将来人口予想」である。

これは平成 22(2010)年の 1,002 千人であった県の人口が平成 72 (2060) 年では 572 千人となり、比較すると 50 年で和歌山県の人口はほぼ半減する数字である。

「何の対策も講じなければ」という注釈があるものの、このグラフの結果は「少子高齢化」という現象に対して非常に説得力を持つものである。

「和歌山県人口ビジョン」では、あるべき将来人口として『2060 年の和歌山県の人口を概ね 70 万人確保する』ということが掲げられている。人口の社会減（転入よりも転出超過）



及び自然減（出生よりも死亡超過）の抑制が言われているが、自然減抑制の観点から合計特殊出生率を平成32(2020)年には1.8、平成42(2030)年においては2.07まで上昇させるとしている。

人口減少に歯止めをかけることは、税収や行政サービスを維持する上で必要であり、県のみならず国全体で考えなければならないことは言うまでもない。都市地域が例外というわけではなく、地方の各自治体にとって人口減少は自

治経営の存続が危うくなる、いわば死活問題なのである。

そこで自然減の抑制、その中でも「出産・子育て」という観点から、それにまつわる経済的支援策まとめてみた。それが以下の「表1 和歌山県出産・子育て支援策一覧」である。

この表は国・和歌山県・有田地域を限定。三つに分けて支援策をまとめたものである。しかしながら、各自治体のホームページより抜粋したものであり、これ以外にも関連する施策は存

表1 和歌山県出産・子育て支援策（経済支援）一覧（一部抜粋）

出産に関する施策

	施策	対象	内容
国	出産育児一時金制度	妊婦	42万円を支給
県	一般不妊治療費助成	夫婦	1年度につき3万円（2年間） →事業主体は市町村
	特定不妊治療費助成	夫婦	胚移植等助成額 75,000円～15,000円（助成1回につき）
	妊婦健康診査費助成	妊婦	標準的な健診にかかる費用合計14回を公費負担
広川町	出産祝い金		出産児1人に対して50,000円支給 第3子以降は1人に対して30万円支給
	妊婦一般健診費	妊婦	妊婦健診に係る費用91,190円 また、自己負担が発生した場合のみ補助（上限1万円）

子育てに関する施策

	施策	対象	内容
国	児童手当	中学校卒業まで	3歳未満 : 一律 15,000円 3歳以上～小学校修了前 : 10,000円 (第3子以降は 15,000円) 中学生 : 一律 10,000円 (いずれも 1人当たり月額)
	児童扶養手当	母子家庭 (父子家庭含む)	子ども一人目 全部支給: 41,020円 一部支給: 9,680円～41,020円 子ども2人目 5,000円 3人目以降1人につき 3,000円 (いずれも月額)
県	紀州3人っこ施策		18歳未満の子どもを3人以上養育している家庭で、認可保育所等に入所している第3子以降で3歳未満の児童の保育所無料化と、一時預かり利用料等への助成
	乳幼児医療費助成		就学前の乳幼児の医療費を無料
	私立幼稚園就園奨励費補助		幼稚園を通じて申請
	要保護及び準要保護児童生徒援助費補助	小中学生	
	風しん予防接種費用助成	妊娠を希望する女性及びその配偶者	上限 10,000円
有田川町	チャイルドシート助成金	6歳未満の子どもの保護者	上限 1万円 (購入及びレンタル価格の1/2) ※広川町も実施
	チャイルドシート貸与	6歳未満の子どもの保護者	
広川町	乳幼児子ども医療費助成	乳幼児から中学卒業までの子ども	医療保険適用後の自己負担分の医療費を全額助成
	第3子以降に係る育児支援助成		小学校入学前の子どもが①育児・事業②一時預かり③子育て短期支援事業④ファミリーサポートセンター事業を利用した際の費用を助成 1家族当たり上限 15,000円
	学校給食費補助金制度	第3子	同一世帯にいる満18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者)の児童・生徒の中で、第3子以降の児童・生徒の学校給食費を全額補助

在することを断つておく。

この表を見ると、県だけでなく各市町村レベルで少子化対策に乗り出していることがわかる。

一方で、各市町村が「独自色を出そうとしている」とも読み取れる。

各自治体が人口減少傾向にある中で「産めや増やせや」というのが現実的ではなく、人口の大きな回復が見込めない中で行政サービスを維持(つまり税収を確保)しようと、出産・子育て支援や移住支援などの施策を「取り揃えて」生き残りに躍起になっている。つまり「隣の町

に住むよりも、当町に住めばこれだけのメリットがある」というようにアピールしているのである。これを「人口争奪戦」と呼ぶのには抵抗があるが、少なくとも子育てを考える世代にとって施策が各自治体で画一的なものではなく魅力的であれば、居住選択の判断材料の一つになると思われる。